

答申第 67 号
平成 16 年 8 月 4 日

兵庫県知事 井戸敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

収集の制限の例外について（答申）

平成 16 年 8 月 4 日付諮問第 57 号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、収集の制限の例外について適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

自動車を運転し、又は使用する者は、環境の保全と創造に関する条例第 6 7 条の 2 に規定する特定自動車を同条に規定する特別対策区域内の道路において運行し、又は運行させてはならないことになっており、これに違反する者については、罰則が科されることとなっています。

県が、当該違反者に対し、行政指導を行い、又は告発するためには、自動車登録番号を運輸支局に照会することにより、特定自動車の使用者を特定する必要があります。

そのため、ビデオカメラにより自動車の運行状況を撮影する必要があると認められます。

ビデオカメラで自動車の運行状況を撮影することにより、自動車登録番号のほか運転者、歩行者等の画像も収集することになりますが、運転者、歩行者等を除いて自動車登録番号のみを撮影することはできないため、これらを撮影することはやむを得ないと考えられます。

また、特定自動車の自動車登録番号のみが、直接、ビデオカメラからコンピュータに取り込まれ、その後直ちに、撮影された画像は、ビデオテープから消去されることとなっています。

なお、審議会として、ビデオカメラによる撮影及びコンピュータへの取込み作業に従事する職員に対し個人情報の適正な取扱いについて周知、徹底を図ること、ディーゼル自動車運行規制監視のためビデオカメラを使用して、自動車の運行状況を撮影することについて、事業者及び県民に広報することを求めます。